

審査基準

令和4年3月15日作成

法令名：銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項：第9条の16第2項
処分の概要：クロスボウ射撃資格認定証の書換え又は再交付
原権者（委任先）：三重県公安委員会
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第3項（猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会）、第9条の16第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第82条の3（クロスボウ射撃資格認定証の書換え又は再交付の申請）
審査基準：
標準処理期間：3日以内（書換えにあつては1日以内）
申請先：申請者の住所地を管轄する警察署の生活安全課（生活安全刑事課）
問い合わせ先：三重県警察本部生活安全全部生活安全企画課（059-222-0110） 又は警察署の生活安全課（生活安全刑事課）
備考：